

# 令和3年度 旭区社会福祉協議会 事業計画

～共に支えられ生きていく、地域共生社会の実現に向けて～



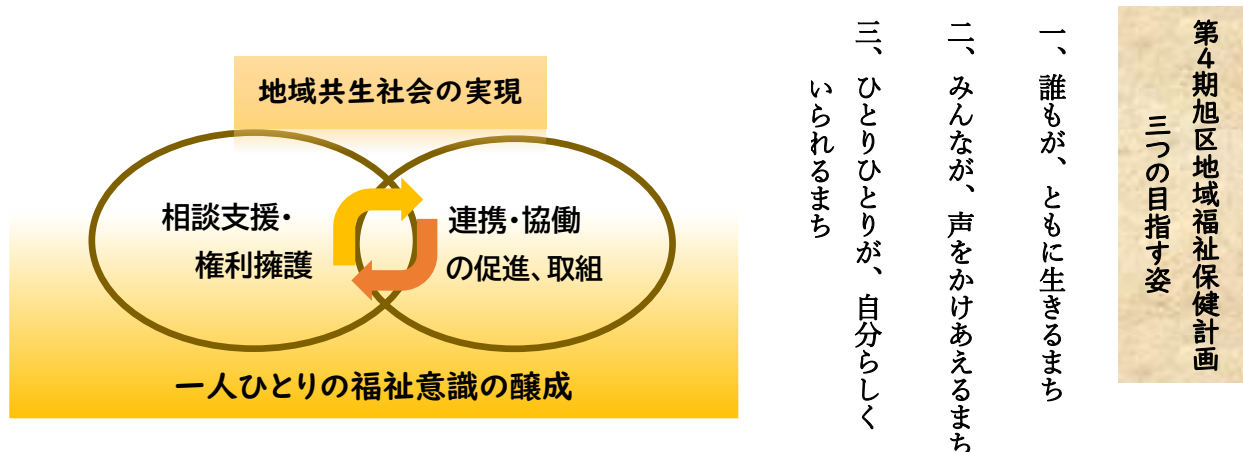
## ■ 基本方針

新型コロナウイルス感染拡大の影響により従来通りの活動を進められなくなっている一方で、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化してきています。

旭区社会福祉協議会（以下、区社協）は、「地域共生社会」の実現に向け、区社協に寄せられる社会的孤立や関係性の貧困などから生じる様々な相談を「我が事」として「丸ごと」受け止められるよう取り組んできました。

令和3年度はこれまでの取組をさらに進め、多様な生活課題・福祉課題の解決に向けて、継続的な伴走支援、多様性を受け入れられる地域づくりを、ネットワーク組織である区社協の強みを活かし、会員はもとより多様な組織、団体等と連携して推進します。

これらの取組は、第4期旭区地域福祉保健計画の基本理念「地域で支え合い、安心して自分らしく暮らせるまち 旭区をつくろう」とも合致しており、区社協としては、事業の実施を通じて地域福祉保健計画の推進を図っていきます。



## ■ 重点目標・取組

### 区社協の持つ総合相談機能と地域支援の連携

「断らない相談支援」を目指し相談機能の強化を図ります。

相談支援から見えてくる多様な課題の解決に、地域との連携を踏まえて取り組みます。単に課題を解決するだけでなく、相談者の社会的孤立の防止や関係性の構築にも繋がります

《つながり続けることを目指すアプローチ》

### 身近な地域で行う「見守り活動」の推進支援

日常生活の中でお互いに見守り合う関係を作り、課題の早期発見につなげるために身近な地域での見守り活動の仕組みを立ち上げます。また、仕組みが円滑に実施されるように地域の様々な団体と連携、協働しながら進めます。

《具体的な課題解決を目指すアプローチ》

**基本目標Ⅰ 安心して自分らしく生活ができるための包括的支援体制の充実**

《相談支援・権利擁護部門》

1. 各種事業の推進、総合相談機能の強化  
各種事業を通じて地域住民から寄せられる相談や潜在的ニーズを受け止め、必要な支援につなぎます。
  - (1) ボランティアセンター
  - (2) 移動情報センター
  - (3) あんしんセンター
  - (4) おでかけ支援（送迎サービス）
  - (5) 生活福祉資金貸付事業
  - (6) 生活に困難を抱える方々への支援

**総合相談チーム**

総合相談チームは各種事業における個別支援の実践を基盤に、総合相談・生活支援への取組を一層強めます。制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、関係機関などと連携し取り組むとともに、アウトリーチを通じて、支援の入り口を作っていきます。

**基本目標Ⅱ 多様な主体による支え合いの地域づくりの推進**

《地域福祉推進部門》

1. 地区社協活動の支援  
困りごとに寄り添い、ネットワークを生かして解決していく役割を担えるよう、地区社協活動を支援します。
  - (1) 地区担当制による相談・調整・活動支援・地区社協助成金
  - (2) 情報共有・提供の場の開催・分科会、研修会の実施
  - (3) 地域における見守り活動の推進
2. ボランティア・市民活動団体への支援  
ボランティア・市民活動団体への「はじめる、ささえる、つなげる」を支援します。
  - (1) 地域福祉活動の充実に向けた支援・ふれあい助成金、独自助成金等の配分
  - (2) 活動の場の提供・福祉保健活動拠点の運営

**地域支援チーム**

地域支援チームでは、地域住民から寄せられる生活課題を受け止め、「地域」を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。また深刻な生活課題について、共有・協議の場（プラットフォーム）としての役割を発揮し、その解決や予防に向けて取り組みます。

《総合相談チーム × 地域支援チーム》

個別課題から地域課題を発見し、支援の仕組みを作っていくための「連携シート（通称：お手紙）」の活用や各区の現状や「この地域にこういうしくみがあったらいいな」など目指すべき姿・あってほしい地域像を月1回のミーティングの中で全職員が共有し、住民主体の地域福祉を推進するため一層の連携を進めます。

### 3. 協働・連携による福祉課題へのアプローチ

地域住民が主役となり、地域課題に取り組むための基盤をつくります。

- (1) 地域福祉保健計画の推進
- (2) 見守り・社会参加・生活支援の場の提供
  - ・生活支援体制整備事業
- (3) 重層的な支援体制に向けたネットワークづくり
  - ・各種会議の参加（所長会、地域ケア会議等）

## 基本目標Ⅲ 地域福祉保健の取組が広がる仕掛けづくりの推進

### 《一人ひとりの福祉意識の醸成》

社会的孤立防止や関係性の再構築に向けて、共に生き、多様性を受け入れられる地域・人づくりを目指します。

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 地域コーディネーター育成講座（仮）の実施
- (3) 孤立防止や社会とのつながりづくり
  - ・つながり食料支援事業等
- (4) 寄付文化の醸成
- (5) 広報・啓発
  - ・あさひいき宣言の発行等

### 一人ひとりの福祉意識の醸成

「地域共生社会」の実現に向けて、誰もが安心して暮らすことができるよう、住民が主体的に地域課題を把握し、行動する地域に向けて福祉教育の実践や研修会等を開催します。社会とのつながりや参加支援を進めるとともに、多様性を受け入れられる意識を拡げていきます。

## 基本目標Ⅳ 区社協組織・活動基盤の整備

### 《法人運営・経営部門》

- (1) 区社協基盤整備
- (2) 理事会、評議員会、分科会等の開催
- (3) 社会福祉法人・企業の地域貢献の相談受付
- (4) 社会福祉功労表彰
- (5) 災害時における支援体制の構築
- (6) 団体事務

### 法人運営、団体事務

様々な福祉機関・関係者の参加のもと、ともに生きる豊かな福祉社会を目指し、複合的な課題を解決していくため、会員向け研修会、合同分科会を開催します。またコンプライアンスを遵守し、多額の寄付や補助金を扱う団体として信頼を維持していきます。

### 《ASUPJ(明日プロジェクト)による見直し・開発検討》

今後の社会的変化を踏まえ、様々な福祉課題に対応し、安定的に事業運営を行っていくことができるよう、また生活課題に寄り添い、支え合いながら住み慣れた地域で暮らしていくことのできる仕組みづくりを目指していくため、プロジェクトによる旭区社協事業の既存事業の見直し（事業の再構築）・展開を図り、ステップアップをしていきます。（※ASUPJ:旭区社協(A)、ステップ(S)、アップ(U)、プロジェクト(P)の頭文字から）

- 《①区社協財源検討プロジェクト》《②誰も孤立させないプロジェクト》《③福祉教育検討会》  
《④新しい助成金のあり方プロジェクト》《⑤事業の見える化プロジェクト》

# 基本目標Ⅰ 安心して自分らしく生活ができるための包括的支援体制の充実

## 第4期旭区地域福祉保健計画：目指す姿①「誰もが、ともに生きるまち」

### 各種事業の推進、総合相談機能の強化 **重点目標**

#### 1. 旭区ボランティアセンター

- (1) ボランティアセンターの運営を通じ、地域福祉の重要な担い手であるボランティアの活動を推進するため、ボランティアコーディネート業務を行います。
- (2) ボランティア登録者やこれから活動を希望している人が、実際に活動につながるよう、広報啓発を進めます。
- (3) 受け入れ施設や新規登録ボランティア等、様々な対象に向けた研修・講座を開催し、ボランティア育成とともに、ボランティア活動の底上げを目指します。
- (4) 各種ボランティア保険の取り扱いを行います。

#### 2. 移動情報センターあさひ

- (1) 「移動情報センターあさひ」の運営を通じ、障害のある方の抱える移動に関する課題に対し、適切な情報を提供するなど、解決に向けたコーディネートを行います。
- (2) 相談者が地域で安心して自分らしい生活が送れるように、地域や関係機関を巻き込んだ包括的なコーディネートを進めていきます。
- (3) 当事者や家族が地域とのつながりを持てるよう、地域支援と連動を図り、講座・研修等を企画・開催し、ガイドボランティア等の担い手の発掘や育成を進めます。

#### 3. 旭区あんしんセンター

- (1) 自身での金銭や財産関係書類等の管理が不安な高齢者や障害のある方のため、日常生活や金銭管理等の相談に応じ、契約に基づき、次のサービスの提供を実施します。
  - ① 福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス
  - ② 預金通帳など財産関係書類等預かりサービス
- (2) 区役所および地域包括支援センター等と連携し、権利擁護事業や成年後見制度に関する啓発を進めます。
- (3) サポートネットの開催等を通じ、成年後見制度の普及および

### 《財源》

※【】はR元年度

ボランティアセンター運営：  
760千円  
【741千円】  
(市受託金)  
(負担金収入)  
(福祉基金)

移動情報センター運営：  
8,218千円  
【8,062千円】  
(市社協受託金)

ガイドボランティア事業：  
3,344千円  
【2,759千円】  
(市補助金)

あんしんセンター運営：  
655千円  
【708千円】  
(市社協受託金)  
(利用料収入)

市民後見人の活動支援に取り組みます。

- (4) 成年後見制度の利用希望者に対して、制度利用につながるように申立て等の支援をします。

#### 4. 外出支援サービス・送迎サービス(おでかけ支援)事業

- (1) 福祉有償運送(NO 関神福第 147 号)として、外出支援サービス事業および区社協送迎サービス事業の運営を通じて、一人での外出が難しい高齢者や障害のある方を対象に、車椅子対応の福祉車両による送迎を地域の運転ボランティアとの協働で実施します。
- (2) 他の送迎サービス事業の状況等も踏まえ、引き続き本事業における区協の役割の見直しを進めます。

#### 5. 生活福祉資金貸付事業

- (1) 生活福祉資金貸付事業を通じて、低所得者・高齢者・障害者等世帯に対し、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を図るため、民生委員と連携して、相談対応・貸付・償還指導等を実施します。
- (2) 区民児協や地区民児協への制度概要の説明及び進路指導教諭向けに教育支援資金の説明を行います。

#### 6. 生活に困難を抱える方々への支援

- (1) 生活困窮者支援として、緊急一時食料支援をはじめ、生活福祉資金貸付事業、あんしんセンター事業などの区社協事業の実績を基礎に、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化するとともに、適切な関係者・機関に繋ぎ支援します。
- (2) 民生委員・児童委員をはじめとする地域住民や、生活困窮者自立支援制度による事業等と連携し、地域での新たな支援の仕組みを構築し、制度にとられない支援を通して世帯の自立を図ります。
- ⇒ 参照Ⅲ(3) 孤立防止や社会とのつながりづくり
- (3) 火災等の罹災世帯へ見舞金を交付します。
- (4) 低所得者法外援護費事業を関係機関と連携し取り組みます。

《財 源》

※【】は R 元年度

外出支援サービス:

2,474 千円

【3,780 千円】

(市社協委託料)

(利用料収入)

送迎サービス

(おでかけ支援):

38 千円

【435 千円】

(利用料収入)

生活福祉資金貸付事業:

3,844 千円(見込)

【9,241 千円】

(県社協受託金)

緊急一時食料支援事業:

100 千円

【100 千円】

(共同募金年末)

火災等の罹災世帯へ見舞金:

200 千円

【400 千円】

(共同募金一般)

## 基本目標Ⅱ 多様な主体による支え合いの地域づくりの推進

### 第4期旭区地域福祉保健計画：目指す姿②「みんなが、声をかけあえるまち」

#### 1. 地区社協活動の支援

- (1) 地区社協が「困りごとに寄り添い、ネットワークを活かして解決していく」役割を担えるよう、地区社協活動を支援します。
- ① 19地区社協の活動への助成、職員の地区担当制を活用し、地区社協活動等の状況把握や支援を進めます。
  - ② 地区社協活動の情報交換や連絡調整のため、地区社協分科会を開催するとともに、地域の福祉力推進に向けた研修会を実施します。
  - ③ 地区社協主催の福祉啓発および人材発掘育成を目的とした講座開催を支援します。
  - ④ 地区社協に求められている役割について、これからの活動の一助となるよう、他都市の先駆的な事例を具体的に学ぶ研修を実施します。

#### ◎見守り体制の充実、孤立予防 **重点目標**

地域での新しい見守りの仕組みづくりに向けて、地区社協分科会ワーキンググループで検討を進めてきました。引き続き検討を行うとともに、各地区社協が主体となって見守り活動に取り組めるように、体制作りを進めていきます。また、地域の各団体や関係機関と連携し見守り体制の充実を図ります。

#### 2. ボランティア・市民活動団体への支援

- (1) より豊かな市民社会の実現のため、区内の地域福祉関係団体（ボランティア・当事者団体等）や地区での福祉に関する取組に対し、助成金を通じて支援します。
- ① 「あさひふれあい助成金」として、区内の地域福祉関係団体の事業に対し助成します。
  - ② 区社協会員、地域での見守り・支えあい活動をしている団体等を対象に、区社協独自助成金の交付など、活動を支援します。
- (2) 旭区福祉保健活動拠点「ぱれっと旭」の適正な管理運営を行います。地域の方々がいきいきと活動でき、団体同士のつながりを持てる拠点として、更なる満足度の向上を目指します。

#### 《財源》

※【】はR元年度

地区社協支援：

6,415千円

【7,216千円】

(賛助会費収入)

(共同募金年末)

(市社協補助金)

(福祉基金)

ふれあい助成金：

10,602千円

【10,801千円】

(共同募金一般)

(善意銀行)(市補助

金)(福祉基金)

独自助成金：

1,843千円

【2,613千円】

(善意銀行)

(福祉基金)

- ① 貸室業務を通して、利用団体の活動内容、活動上の課題などを把握し支援します。
- ② 利用団体同士の連携や交流を促進します。
- ③ 窓口満足度調査や利用団体懇談会を通じ、拠点利用者へのサービス向上に努めます。
- ④ 福祉保健活動拠点のPRを行い、利用促進を図ります。

### 3. 協働・連携による福祉課題へのアプローチ

#### (1) 地域福祉保健計画の推進

旭区地域福祉保健計画に基づく事業の推進に取り組みます。

- ① 第4期地域福祉保健計画を策定・推進します。
- ② 地区別計画の策定・推進の支援を通じ、地域課題に住民主体で取り組む土壌づくりを進めます。
- ③ 区（全域）計画と19地区の地区別計画をとりまとめた計画書冊子を作成し、広く地域住民に配布、周知します。また旭区社会福祉大会（きらっとあさひ福祉大会）にて、永年にわたり地域で福祉保健活動等に携わってきた方々の功績を讃えるとともに、様々な活動、取組を区民に周知します。

#### (2) 見守り・社会参加・生活支援の場の提供(生活支援体制整備事業)

高齢者等の生活支援、社会参加による介護予防、それらを進めるための見守り活動を推進するために、生活支援体制整備事業に取り組みます。

##### 【第1層生活支援コーディネーターの働きかけ、関わり】

- ① 新型コロナウイルス感染拡大により地域の福祉活動が停滞する中、高齢者の意識や行動にどのような変化があったのかを、区内の高齢者を対象に調査研究事業を実施します。そこから見出された課題を踏まえて、今後の支援の方向性を検討します。
- ② 区域・広域の課題である「見守りの仕組みづくり」「移動支援」について取組を進めます。特に各地区社協において実施が予定されている見守りの仕組みについては、各地区を担当する第2層生活支援コーディネーターと連携して進めていきます。

##### 【第2層生活支援コーディネーターの支援】

- ① 本事業の推進にあたり、13地域ケアプラザに配置されている第2層生活支援コーディネーターの支援を進めるため、各コーディネーターの取組状況や経験年数に合わせた情報提供や研修を実施します。
- ② これまで実施してきた「サロン」、「ちょこっとボランティア」、

#### 《財源》

※【】はR元年度  
地域福祉保健活動  
拠点：

14,764千円

【15,532千円】

(市受託金収入)

(負担金収入)

地域福祉保健計画

事業：

4,204千円

【1,635千円】

(区負担金)

(共同募金一般・年  
末)

生活支援体制整備  
事業：

229千円

【229千円】

(市社協受託金)

(会費収入)

「食事サービス」の連絡会を、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえて、各グループの実情に寄り添いヒアリングをしながら、よりニーズに即した内容で開催し、生活支援体制整備事業のさらなる発展につなげていきます。

### (3) 重層的な支援体制に向けたネットワークづくり

- ①社会的に孤立している状況にある人が増える中、異変があった際の早期発見や課題を抱える人を必要な支援につなげる等、関係機関と連携し取組を進めます。
- ②地域の身近な福祉拠点である地域ケアプラザと連携を図り、各地区活動への支援を進めます。
- ③地域活動交流コーディネーター連絡会の事務局として、人材育成と業務のスキルアップを図るため、地域活動交流コーディネーターと協働で研修会や勉強会を企画し実施します。
- ④地域ケアプラザ所長会、地域包括支援センター連絡会、地域ケア会議、巡回相談等へ参加し、具体的な連携を進めます。

《財源》

※【】はR元年度

地域コーディネーター  
連絡会：

100千円

【82千円】

(市社協補助金)

(福祉基金)

## 基本目標Ⅲ 地域福祉保健の取組が広がる仕掛けづくりの推進

第4期旭区地域福祉保健計画：目指す姿③ 「ひとりひとりが、自分らしくいられるまち」

### 1. 福祉教育の推進

小学校・中学校・高等学校等における福祉教育を推進します。

- (1) 障害当事者をはじめ、地域ケアプラザや地区社協等と連携し、地域と繋がる福祉教育を実践していきます。
- (2) 旭区内小・中学校教員を対象とし、福祉教育連絡会を実施します。
- (3) 福祉教育に関連する機材を貸し出します。ボランティアセンターの運営を通じ、地域福祉の重要な担い手であるボランティアの活動を推進するため、ボランティアコーディネート業務を行います。
- (4) ジュニアボランティア活動を各地区民児協と連携し、活動を支援します。また、活動体験者を地域活動につなげる方法を検討します。
- (5) 区内障害施設や当事者団体など関係機関と協働して、様々な事業に取り組みます。

《財源》

※【】はR元年度

福祉教育：

91千円

【91千円】

(市社協補助金)

(福祉基金)



①学校での福祉教育プログラムなど、当事者団体と企画、立案し実施します。地域と障害者施設や障害作業所との出会いの場を創出し、共に支えあい生きている意識を育むことができるような取組を目指します

②旭区地域自立支援協議会の各会議や各連絡会へ参加します。  
また、日中連絡会を主体とした「あっぱれフェスタ」を共催します。

(6) 企業の社会貢献活動が、地域とつながりのある取組となるよう、区内企業とのつながりを強めます。

## 2. 地域コーディネーター育成講座(前:新あさひみらい塾)の実施

地域コーディネーター育成講座(仮)を開催します。

身近な地域の困りごとや生活課題を主体的にとらえ、解決していく様々な気づきを拡げるため、地域活動に関する認識を深める講義やグループワーク、そして近隣地区の先駆的な活動の視察などの取組を進めます。

## 3. 孤立防止や社会とのつながりづくり 重点目標

(1) 「孤立させない! 『つながり食料支援事業』」

区内農家から野菜の提供を受け、生活にお困りの世帯等への「食」を通じた生活支援を行う「孤立させない! 『つながり食料支援事業』」を実施します。民生委員・児童委員や関係機関と連携した見守り・相談支援を行うことにより、社会的孤立の防止やつながりづくりを目指します。

(2) 食料等無料頒布会

生活にお困りの方や地域から孤立しがちな方々を対象に、地区社協や民児協等と連携し、食料等無料配布会や相談会を実施し、地域とのつながりづくりを進めます。

## 4. 寄付文化の醸成

(1) 寄付文化の醸成を目指して、善意銀行の受け入れ(金銭・物品)を行い、区内の配分先を調整します。また、寄せられた金品は、助成金等に活用します。

(2) 地域共生社会の実現に向け、助成金や寄付のあり方について検討を行います。⇒参照「ASUPJ(明日(あす)プロジェクト)」

《財源》

※【】はR元年度

地域コーディネーター  
育成講座:

215千円

(福祉基金)

つながり食料支  
援事業:

180千円

(県社協補助金)

(福祉基金)

食糧等無料頒布  
会:

101千円

(県社協補助金)

助成金・寄付あ  
り方検討:

11千円

## 5. 広報・啓発

- (1) あさひいき宣言（旭区社協だより）を発行し、全戸配布します。「地域共生社会」をメインテーマに、テーマに合わせた各地域の取組や情報を掲載することで、身近で親しみやすい福祉啓発だけでなく、「気づき」や「学び」を得られる内容にします。
- (2) 情報をタイムリーに発信するためのツールとして、ホームページを活用します。また、インターネットを通じた情報発信に取り組みます。
- (3) 長年実施してきた「心のバリアフリーカレンダー事業」から発展し、区内小学校、特別支援学校等から絵やイラストを募集し、インターネットを活用した障害啓発を行います。事業を通じ、「共に生きる力（多様性を認め合い、互いに協力しあう）」を育てていきます。

### 基本目標Ⅳ 区社協組織・活動基盤の整備

#### 《法人運営・経営部門》

- (1) 区社協基盤整備
  - ①区社協の基盤強化のため、会員拡充に取り組みます。
  - ②「地域共生社会」の実現に向けて、会員向け研修会を開催します。
  - ③自主財源の確保と福祉啓発のため、地区連合自治会町内会の理解と協力のもと、各地区社協と共同で賛助会費を募集します。
  - ④「地域共生社会の実現」を全ての事業の柱として推進していくために必要な事務運営の効率化や事業の見直しなど業務改善と経営改善に取り組みます。
  - ⑤安定した財源確保のため、福祉基金を適切に運用します。また新たな事業展開や重点事業推進も見据え、福祉基金を有効的に活用していきます。  
⇒参照「ASUPJ(明日(あす)プロジェクト)」
- (2) 理事会、評議員会、分科会等の開催  
理事会、評議員会等を開催し、社会福祉法に基づき、適正な法人運営を進めます。また分科会等を通じて、会員との連携・協働を推進し、地域の課題解決に向けて取り組みます。
- (3) 社会福祉法人・企業等の地域貢献の相談受付  
社会福祉法人・企業等が地域貢献を進めていくために先進地区の活動事例の紹介等を通じて、関わりを模索します。

#### 《財源》

※【】はR元年度  
いきいき宣言：  
2,456千円  
【2,456千円】  
(共同募金一般)  
(市受託金収入)  
情報発信(ネット)：  
285千円  
(年末)  
(会費収入)

会員向け研修会：  
43千円  
【43千円】  
(会費収入)

合同分科会：  
140千円  
【140千円】  
(会費収入)

(4) 社会福祉功労表彰

長年にわたり、旭区において地域福祉の推進に携わってこられた個人・団体の功績をたたえ、地域福祉の一層の充実を図るため、旭区社会福祉協議会社会福祉功労表彰を行います。

(5) 災害時における支援体制の構築

①大規模災害発生時は、区災害対策本部からの要請に基づき、災害ボランティアセンターを設置し運営します。またBCP（業務引継計画書）に基づき事業を進めます。

②災害ボランティア連絡会と連携を図り、支援体制を検討していきます。

(6) コンプライアンスの推進、人材育成

①職場で発生した事件・事故・事務処理ミスの情報については、組織全体で積極的に共有を行い、再発防止につなげるため、コンプライアンス推進の取組を強化します。また、より透明性の高い業務運営を行います。

②職員の人材育成を進めるため、内部研修の実施や外部研修への参加を推進します。

③社会福祉士受験資格取得のための「社会福祉援助技術現場実習生」を受け入れます。

(7) 団体事務

次の5団体の事務局運営を円滑に推進します。

① 神奈川県共同募金会旭区支会

② 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部旭区地区委員会

③ 旭保護司会

④ 旭区更生保護女性会

⑤ 旭区更生保護協会